

民商でしっかし対策

権利を守って

税務調査



資金繰り

いっしょに
ガンバロー!

確定申告

OK!

滞納・未納

ひとりで
悩まず
民商へ

ダイジョウブ
大丈夫!

記帳・決算

力
になります。

3つの対策

●「記帳」が力に

商売にとって記帳は大切です。民商で自分にあった記帳を見つけましょう。領収書整理から日計表の付け方、パソコン記帳など自分でできて自信がつかます。

●納税者の「権利」を力に

民商は納税者の権利を守って60年。今回の法律改正に対しても、いち早く調査対策パンフを作成。法律を学び、権利を身につけ、不当な調査をはねのけましょう。

●「団結」が力に

消費税10%になれば商売がつぶされます。法律を変えて、税務調査をさらに強化するなど、もってのほかです。民商で団結して、いっしょに商売を守りましょう。

MSホークファミリー

福岡県商工団体連合会

〒812-0015 福岡市博多区山王2丁目2-30
TEL (092) 451-1607 / FAX (092) 451-4228

門司／小倉／京築／戸畑／八幡／八幡西／若松／中間遠賀／直鞍／田川／飯塚／
宗像／古賀／粕屋／東福岡／博多／福岡／南福岡／西福岡／糸島／筑紫／春日那珂川／
甘木朝倉／久留米／八女／柳川／大牟田 福岡県には25の民商があります。

ウェブ検索

詳しくはwebで 民商 福商連

ホームページ <http://www.fukushoren.jp>

民商は“悩みに福”

＜月～金AM10:00～PM5:00＞

なやみにふく

0120-7832-29

確定申告

民商のモットーは自主計算・自主申告
賢く強い納税者をめざしています。

- 申告の仕方が分からない。
- 税務署からお尋ね文書がきた。
- 消費税が一度に払えない。
- 売上げが1000万円を超えて消費税申告が必要。
- 税金を滞納している。
- 税務調査が心配。

新規開業された方、
最初が肝心です。



「不況で税金どころじゃない」
でも確定申告はやっぱり大切。
国保や融資、いろいろな制度を使うにも
必要です。言われるがまま申告してしまっ
せんか？ ムダな税金を払っていませんか？
民商で確定申告を見直し、商売と生活を
まもりましょう。

資金繰り

《緊急セーフティネット融資の相談は民商へ》

返済据置最長3年、返済最長13年

■福岡県の緊急経済対策資金■
第三者保証人なしで1億円まで

- 保証人なしの低利の融資が受けたい。
- サラ金・クレジットで困っている。
- 親会社の取引条件変更で困っている。
- 一括返済を求められた。
- 融資を一本化して返済額を減らしたい。
- 条件変更中、追加融資を受けたい。



借りて商売
続けよう！

滞納・未納

払えず放置して
いませんか？

消費税を価格に転嫁できず身銭を切ったりして、
国税や地方税の滞納が増えています。払いたくても
払えない税金を「分納・減免制度の活用」「納税の猶予」
などで対応します。
民商では差押えを解除させ、営業や暮らしを守るとり組みを
しています。



労働保険

- 労災に入りたい
- 従業員を雇用保険に入りたい

労働保険は、従業員が1人でも加入が義務づけられています。
民商の労働保険事務組合は、事業主・家族従業員の特別加入制度が
利用でき、保険料の分割納付ができるので、大変メリットがあります。

経営と暮らしの ヒントがいっぱい

困ったときは
まず相談！



経営プラス+

世界プロサーフィン連盟公認の大会も開かれる宮崎県日向市のお倉ヶ浜でサーフショップを経営して23年になる正田衆一さん(65)。サーフィン用具の販売とホードの修理をしています。サーフィンをするために卒業から九州まで日本各地を回っていたとき、一年中安定した波のある、美しい場所のとりこになりました。正田さんがサーフィンを始めた60年代に、教えつづける先輩は存在せず、和歌山や神戸の海で仲間と技術を競い合っていました。自分のホードを独学で修理するうちに仲間から頼まれるようになり、最初の店が神戸に出店、お倉ヶ浜でもはじめは波乗りに専念するつもりだったのにサーフショップがなかったから、自分で始めたことと笑います。

サーフショップ サーフボードの進化に対応

●週刊大判8ページ ●購読料/月500円

全国商工新聞

あなたもぜひご購読ください。

- ◆国民健康保険の減免申請◆なんでも相談会◆高利金融解決◆弁護士による法律相談(顧問弁護士もいて安心です)◆民商の共済 1,000円の会費で入院時1日3,000円(入院・休業見舞金)◆健康診断◆商売の指針「全国商工新聞」500円

一民商

民商は中小業者どうし助けあう団体です。
商売が大変なときこそ、みんなで励まし、
元気を分けあって乗り切りましょう！

調査の手続きがルール化

調査のはじまり(事前通知)と終わり(結果の説明&知らせ方)に、税務署が守る規定ができました。

税務調査「事前通知」チェック表

- ☐ ①調査日時
- ☐ ②調査場所
- ☐ ③調査目的
- ☐ ④調査の対象税目
- ☐ ⑤調査の対象期間
- ☐ ⑥調査対象となる帳簿書類その他の物件
- ☐ ⑦納税者の氏名・住所
- ☐ ⑧職員の氏名・所属部署
- ☐ ⑨ ①と②が変更できること
- ☐ ⑩ 他に疑いが出た事項は、改めて通知しなくても調査できるという説明

1つでも抜けると
手続き違反です。



ルール
守らせよう

「事前通知なし」の規定も作られました。しかし、あくまで例外。
事前通知10項目をしっかりと守らせることが重要です！